

医療法人社団双愛会 指定（介護予防）通所リハビリテーション雅 運営規程

（事業目的）

第1条 この規程は医療法人社団双愛会が開設する指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所雅（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 1・通所リハビリテーション雅は、要介護状態、要支援状態にあるご利用者に対して、心身の機能の維持回復を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、援助する。
- 2・通所リハビリテーション雅は、通院が困難なご利用者に対して療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上を図るものとする。
- 3・通所リハビリテーション雅は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者が安心するサービスを提供できるよう努力する

（事業所の名称等）

第3条 指定（介護予防）通所リハビリテーション事業を行う主たる事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 1 名称 通所リハビリテーション雅
- 2 所在地 茨城県つくば市高崎字根田山1008（つくば双愛病院 1階）
- 3 事業単位 1単位
- 4 定員 25人

（事業所の職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医 師 3名以上
医師は、指定（介護予防）通所リハビリテーション従事者の管理、指導を行うとともに、利用者の症状に応じた医学管理を行う。
- 2 理学療法士 1名以上
作業療法士 1名以上
看護師 1名以上
管理栄養士 1名
理学療法士、作業療法士、看護師、介護士は、指定（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成し、理学、作業、その他必要なリハビリテーションを提供する。
- 3 介護士 5名以上
介護士は食事介助、入浴介助、排泄介助、創作活動、集団レクレーション等の援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 平 日 午前8時00分から午後5時までとする。
祝 日 午前8時00分から午後5時までとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定(介護予防)通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 1 指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供にあたっては、次条1に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 2 指定(介護予防)通所リハビリテーション従業員は、指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供に当たって懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

(通所リハビリテーション計画書の作成)

第7条 医師及び理学療法士、作業療法士その他指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「医師等の従業者」という。)は利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション実施計画書を作成するものとする。

- 1 医師等の従業者は、上記の通所リハビリテーション計画書を作成した時は、利用者又はその家族にその内容等について説明し、署名をもらう。
- 2 通所リハビリテーション計画書の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 1 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

① 食事材料費(おやつ代含む)	1食当たり	750円
② 紙おむつ代	実費	
③ その他日常生活上の便宜に係る費用及びリクレーション費用	実費	
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、つくば市・牛久市の一部を区域とする。

別紙参照

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第11条 サービス提供時に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて当院外来にて適切な処置を行い家族に報告する。

(非常災害対策)

第12条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 1 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持させるため、従事者でなくなった場合、これらの情報を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 2 この規程に定めるほか、運営上に必要な事項は、医療法人社団双愛会理事長と当事業所管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3 その他虐待防止のために必要な措置

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業者は、介護にあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者 を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規定は、平成14年 8月1日から施行する。
この規定は、平成16年 1月5日から施行する。
この規定は、平成17年10月1日から施行する。
この規定は、平成21年 4月1日から施行する。
この規定は、平成23年 4月1日から施行する。
この規定は、平成26年 4月1日から施行する。
この規定は、平成26年 9月1日から施行する。
この規定は、平成27年 4月1日から施行する。
この規定は、平成29年 8月1日から施行する。
この規定は、令和 6年 4月1日から施工する。